「自主防災行動計画」
作成マニュアル　改訂版

平成２５年３月

NPO 法人　　ひょうご地域防災サポート隊

は　じ　め　に

私たちは、地域の防災力の向上を図るためには、それぞれの自主防災組織が“いざ災害というとき、自分たちはどう行動するか”に関して、自主的な防災行動計画の作成と、それに基づいた行動が極めて重要であることを踏まえて、平成２３年３月に「自主防災行動計画の作成マニュアル（案）」を提案しました。

平成 23 年３月 11 日、東北地方太平洋沖地震により地震と津波と原発という複合災害をもたらした東日本大震災が発生しました。

このことを教訓に、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」から、調査結果が平成 23 年９ 月に報告されました。気象庁では「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」を設置し、平成２４年１月に提言がまとめられました。

そこで、非常時の防災行動こそ重要であるとの認識から、平成 23 年度に、津波対策を付加し、非常時と平常時の防災行動に仕分けした「自主防災行動計画」作成マニュアル（以下、マニュアルという。）に再編集し、合わせて自主防災行動計画作成の手引きを新たに編集しました。

平成 23 年９月の台風 12 号により和歌山県、奈良県等で、平成 24 年７月には九州北部豪雨により熊本県、大分県等で、土砂災害による多くの死傷者を出すなど、台風や集中豪雨による水害に加えて、土砂災害も頻発しています。

また、中央防災会議の「津波避難対策検討ワーキンググループ」が、津波避難行動の分析や津波避難対策等について、平成 24 年７月に報告をまとめました。

一方、各市町の皆様方の協力を得て、マニュアルの記載内容の充実すべき事項に関してヒアリング調査を実施し、貴重なご助言を頂きました。更に、当方の顧問の先生方からのご指導もいただきました。

そして、平成 25 年３月初めには、兵庫県のより充実した「地域別土砂災害危険度情報提供システム」や、気象庁の「新しい津波警報の運用」が開始されました。

これらを考慮して、新たに土砂災害対策及び津波対策について強化充実を図ることを目的として、「自主防災行動計画」作成マニュアル改訂版を作成いたしました。

日本は自然災害大国です。おりしも、南海トラフでの巨大地震対策を検討する国の有識者会議は、平成２５年３月１８日、マグニチュード９．１の地震が起きた場合の被害想定やその対策と減災試算などを発表しました。自然災害に備えることは、日本で生活する全ての人々が地域の文化や道徳の一部として、根付かせる必要があると思っています。当マニュアルを参考にされ、より多くの地域で、自分たちの自分たちによる防災行動計画が作成されますよう期待しています。

平成２５年３月

ＮＰＯ法人　ひょうご地域防災サポート隊
代表　　伊藤　道司

目　次

Ⅰ　趣　旨 ---------- 1

Ⅱ　作成の方針 ---------- 1

Ⅲ　自主防災組織の役割、組織体制及び規約 ---------- 2
1　組織の役割および役割分担 ---------- 2
　　１－１役　割
　　１－２役割分担と班構成
2　組織体制 ---------- 4
3　規　約 ---------- 5

Ⅳ　非常時の防災行動 ---------- 6
1　基本方針 ---------- 6
2　洪水・土砂災害 ---------- 7
　　２－１時間経過毎の防災行動
　　２－２情報の収集・伝達
　　２－３避難と誘導
　　２－４水門等の施設管理
　　２－５被災者の救出・救護
　　２－６避難所の開設・運営
3　地　震 ---------- 15
　　３－１時間経過毎の防災行動
　　３－２情報の収集・伝達
　　３－３被災者の救出・救護
　　３－４消火活動
　　３－５避難と誘導
　　３－６避難所の開設・運営
4　津　波 ---------- 19
　　４－１基本的な考え方
　　４－２情報収集と判断
　　４－３率先避難と声掛け

5　資料編 ---------- 24

資料１　大雨により災害が発生するおそれがある場合の気象情報発表（例）
資料２　水位と市町・住民に求める行動の関係
資料３　土砂災害への警戒の呼びかけ
資料４　土砂災害への警戒の呼びかけに関する情報体系のイメージ図
資料５　地域別土砂災害危険度情報のイメージ図
資料６　土砂災害警戒区域図
資料７　安全確保行動の分類
資料８　津波とは
資料９　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
　　報告要点（抜粋）
資料 10　住民等への情報伝達の流れ
資料 11　車で避難する際のルールやドライバーへの啓発事項

Ⅴ　平常時の防災活動 …… 34

１　基本方針 …… 34
２　防災知識の普及・啓発 …… 34
　２－１普及啓発事項
　２－２普及啓発手段
３　防災訓練 …… 36
　３－１総合訓練
　３－２個別訓練
４　防災資機材及び管理施設の点検・整備 …… 37
５　災害時要援護者への対応 …… 38

摘　要

「作成マニュアル」の本文は、□で囲った部分で、その補足説明を解説として記載しています。

Ⅰ・趣旨

大規模な災害が発生すると、県・市町など行政では全力をあげて防災活動を行いますが、災害が大きければ大きい程、その活動は低下することが予想されます。

このような時、住民自らが、「自分達の地域は自分達で守る」ため、互いに協力して、自主的かつ迅速に、災害対策に取り組むことが必要です。

したがって、いざ災害という時に、住民自らが、互いに協力し、組織的に防災行動ができるように、その基になる「自主防災行動計画」を前もって、地域の方々がみんなで協力しながら作成しておくことが、たいへん重要なことです。

解説

１．近年の局所的豪雨や記録破りの集中豪雨などの異常気象に対して、瞬時の対応が必要である一方、行政区域の広域化などに伴い、行政によるきめ細かな防災対応が困難であることを念頭に置かなければなりません。

したがって、行政に依存するなど、受身的な防災でなく、住民自らが、自主的に、積極的に防災行動を起こし、「自分の命は自分で守る」「自分達の地域は自分達で守る」を目指すことが必要になっています。

２．災害は、地域の特性、自然･社会･経済条件などで、その様相が大きく異なります。従って、地域特性を知っている地域の皆さんが一緒になって、計画づくりに参画されることが大切であり、その地域特性や自主防災活動の理念等を書き加えると、より良い計画づくりになるでしょう。

Ⅱ・作成の方針

いざ災害という時の行動を明確にするため、非常時の防災行動に主眼を置いた「自主防災行動計画」の作成を目指します。

このため、「自主防災行動計画」には、自主防災組織の体制や役割分担をはじめ、非常時の防災行動並びに平常時は防災知識の普及・啓発活動や防災訓練及び非常時の行動を支えるための日頃の備えについてまとめます。

この「自主防災行動計画」を地域の皆さんの手で作成することで、「いざという時にどう行動するか」をみんなで分かり合えることになります。

解説

１．「自主防災行動計画」の作成は、必要条件ですが、十分条件ではないことを認識しておく必要があります。防災活動をしながら、地域の自然・社会・経済条件の変化に対応して、計画の見直しをすることが必要だと思います。

２．作成に当たっては、できるだけ多くの皆さんが参加して、ワークショップなどにより意見を出し合いながらまとめていくことが大切です。

Ⅲ・自主防災組織の役割、組織体制及び規約

1　組織の役割および役割分担

1－1　役割

⑴災害が発生した時、被害が大きいほど公的支援が遅れることも予想されるなか、初動対応の大切さから、自主防災組織は、地域住民の自主的かつ迅速な行動により、被害を最小限にとどめるという、大へん重要な役割を担います。
⑵非常時は、災害発生の時間経過とともに、安否確認、避難誘導、初期消火、救出救護等、組織的に迅速かつ的確に行動する役割を担います。
⑶平常時は、非常時の行動を支えるための日頃の備えと共に防災訓練、図上訓練、及び講習会の実施など防災知識の普及啓発活動の役割を担います。

解説

1．自主防災組織の役割から、その活動は、住民が非常時にどう行動するかを、話し合い、理解して、お互いに協力していくことが重要です。
2．自主防災組織をヒヤリング調査した中に、「防災活動には、初動対応が極めて重要であるとの観点から、初動対応を区分して役割分担を決めている」組織もあり、非常時の防災行動が、初動対応も含めて、大変重要な役割と考えています。

1－2　役割分担と班構成

⑴役割分担は、自主防災組織の班構成と合わせて考えると、検討しやすいです。
⑵非常時の種々の役割から役割分担と班構成を検討します。
⑶平常時には、組織全体で、防災知識の普及啓発活動や防災訓練等を行うとともに、非常時の役割分担に合わせて、平常時の役割分担を配置します。
⑷この役割分担等は、固定的なものでなく、地域の実情に合わせて、随時変更出来るよう、お互いに協力し、話し合うことが大切です。

解説

1．「最初から役割を固定化する班構成はしない」という考えもあります。「この方が、災害時に誰が対応できるか予測がつかないので、発生時にむしろ柔軟な対応ができる」という理由です。これは、ある意味では理解できますが、やはり役割分担を決めて、平常時から災害に備えておく方が良いでしょう。

２．役割分担と班構成の例

班構成	非常時の役割	平常時の役割
組織全体	・災害対策本部の設置、運営 ・各班への行動指示 ・災害ボランティア受入拠点確保	・講習会等防災知識の普及啓発活動 ・防災訓練、図上訓練、イベント等の実施 ・他団体との連携
情報班	・情報収集・伝達 ・関係者との連絡調整	・情報収集伝達の手段の確保及びネットワークの整備・点検
避難対策班	・安否確認 ・避難誘導 ・災害時要援護者対応	・安否確認のネットワーク点検 ・避難所、避難経路の安全点検 ・災害時要援護者の把握、台帳整備及び民生委員等との連携協議
消火・施設管理班	・初期消火 ・水門等施設の緊急稼動	・消火設備、水門等各施設の点検維持管理
救出・救護班	・負傷者の救出、搬送 ・応急手当 ・救護	・救出用資器材の調達点検管理 ・救助や応急手当の技術習得
生活班	・避難所の開設運営 ・給食給水、炊き出し ・仮設トイレの設置	・避難所運営の計画作成 ・炊き出し等の用具の確保、点検

２　組織体制

⑴組織体制を検討するに当っては、災害発生等の非常時に、指揮命令が迅速に伝わり、防災行動が迅速かつ臨機応変に対処できる組織体制となるよう考慮しておくことが重要です。
⑵災害発生直後の初期対応、特に、瞬時の対応が必要な緊急行動（初期消火、安否確認や緊急情報伝達など）は、隣保単位で隣保長が中心になることが迅速、的確なものになると考えられることから、組織の班構成と隣保長との連携を考慮した組織体制を提案します。
⑶災害対策本部は、会長、副会長及び各班の班長（全員又は一部）より構成し、隣保長は、随時、参加できる体制とすることが考えられます。
⑷消防団は、特に、初期消火や緊急水防活動など緊急行動に必要不可欠な存在であり、自主防災組織と連携して行動できるよう、常に話し合っておく必要があります。

解説

１．組織の班構成と組織体制の１例を下図に示します。

＜災害警戒本部及び災害対策本部＞

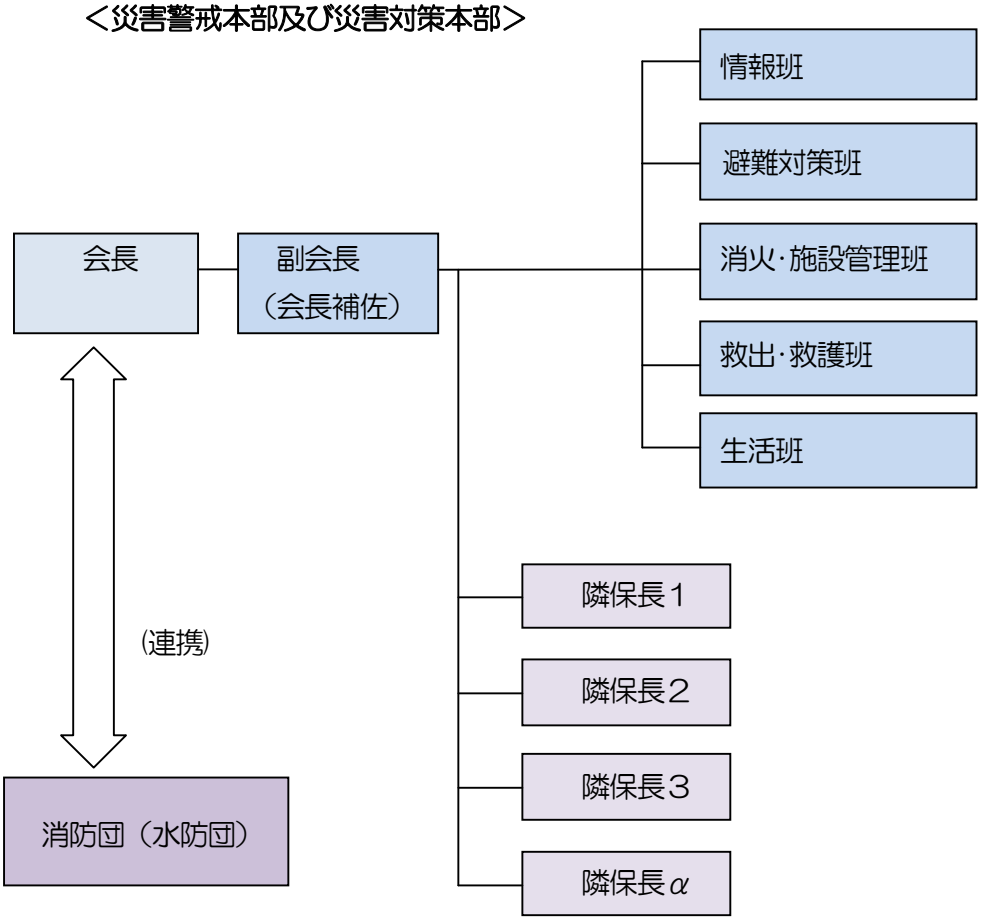

２．自主防災組織が防災行動の実効を挙げるためには、その地域の実情にあった体制作りをすることが重要です。

３　規 約

⑴自主防災組織の活動は、住民がお互いに協力しあい、住民相互の合意に基づくことが基本であるため、この合意を証しとした規約を定めておくことが重要です。
⑵自主防災組織の編成に当っては、非常時や平常時の活動や住民相互の合意並びに他団体との連携等を考慮すると、現在ある自治会などの単位が一つの基本になると考えます。
⑶自主防災組織の活動を円滑に行うため、組織の目的や活動内容及び組織体系、役割分担、自主防災行動計画などを規約に定めます。
⑷役員は、知識、経験が必要なため、任期は、４年程度が適当と考えられます。

解説

１．規約には、①組織の名称、②事務所の所在地、③組織の目的、④活動内容（事業）、⑤会員⑥役員、⑦役員の任務、⑧会議、⑨役員会、⑩自主防災行動計画（防災計画）の策定などを定めます。

　なお、住民相互の合意の証しとした規約となるよう、③組織の目的に盛り込むことが重要です。

２．種々の組織編成の方法がありますが、あまり形式にこだわらずに、地域の実情に合わせて活動しやすい組織づくりに心がけることが重要です。

ヒヤリング調査で多かったのは、「自治会とは別組織であるが、自治会役員が自主防災組織の役員を兼ねる」というタイプで、作りやすく活動しやすいからだと思われます。

　また、昔から地域のつながりが強く、別組織を作らずに、自治会活動の一環で防災活動を実施されている組織もあります。

３．自主防災組織の編成は、自治会等だけではなく、既存のまちづくり組織や福祉関連組織が主体となっている場合があります。

また、自治会等の組織規模が小さいことから、組織編成が出来ない場合は、連合自治会等を中心に検討することも考えられます。

　例えば、防災活動と併せて福祉活動も一緒に行う「防災福祉コミュニティ」という組織を作られている団体もあり、連合自治会の「まちづくり活動の中で防災・福祉の活動」に取り組んだり、地域によっては「防犯活動」を一緒に取り組まれている団体もあります。

４．防災知識や防災訓練の習得などは、短期間では困難なため、役員は少なくとも３年、望ましいのは４年間の任期が必要と考えられます。

Ⅳ・非常時の防災行動

1　基本方針

(1)起きてから行動する地震に比べ、事前に避難することができる洪水・土砂災害・津波では、防災行動が異なります。
何れも災害情報の収集・伝達と避難が重要なのは言うまでもありませんが、地震では、負傷者の救出、救護や火災発生の防止、消火活動などに重点を置く行動が必要となります。
(2)地域特性（地形、地質、河川の流れ、集落の状況、住居構造など）により、被害は異なりますので、それぞれの地域特性をよく理解した上で、地域に合った防災行動をとることが大切です。
(3)防災行動の時間経過区分は、洪水・土砂災害と地震、津波で、次のように想定されます。
時間経過区分ごとに、防災行動を確認しておくことが大切です。
洪水・土砂災害：（災害発生前）⇒（災害発生直後～２４時間）⇒（２４時間後～数日間）
地　震：（災害発生直後～数時間）⇒（数時間後～２４時間）⇒（２４時間後～数日間）
津　波：地震発生後、直ちに避難行動を起こす
(4)非常時の防災行動は、災害対策本部が中心になるのが常でありますが、特に、災害発生前後の初期対応では、会長のリーダーシップのもと、隣保長を中心としとした緊急行動と災害対策本部設置が迅速に行われることが必要です。

解説

１．災害対策本部には、役員全員が揃わないことが予想されますが、少人数でも本部は設置し、市町災害対策本部に本部設置の報告をします。
２．本部には、世帯台帳や災害時要援護者の台帳などの台帳類を配備します。また、地域内の地図、ホワイトボードなどを設置し、被害情報などを共有します。
３．防災倉庫にある防災資機材を配備します。
４．集まった人員を確認し、情報収集班、避難・誘導班など必要な役割分担を決めます。

２　洪水・土砂災害

（紀伊半島豪雨（台風１２号）　和歌山県那智勝浦町　2011.10 撮影）

２－１　時間経過毎の防災行動

最初に、時間経過毎の防災行動の概要を示すと、行動目標を立てやすくなります。
洪水・土砂災害は、（災害発生前）⇒（災害発生直後～２４時間）⇒（２４時間後～数日間）の３区分で対応するのが良いでしょう。

（災害発生前）

⑴災害警戒本部の立ち上げ

会長、副会長、班長の一部により、災害警戒本部を立ち上げ、情報の収集・伝達等の行動を開始します。立ち上げる時期は、気象警報(大雨・洪水)が出たり、水防警報 1 号が出たり被害の恐れがあると判断した時を目安にしましょう。

⑵情報の収集・伝達

気象情報、河川情報、土砂災害警戒情報、避難情報、さらに、当地独自の災害情報（雨量、河川水位など）を収集し、防災無線、携帯電話、有線放送などにより伝達します。

⑶在宅確認と情報伝達の確認

隣保長が中心になって、在宅状況の確認と今後の情報伝達方法の確認を行います。災害時要援護者には、早期避難の確認を併せて行います。

⑷各担当班が市町指定避難所又は一時避難所とその避難経路の安全確認及び水門等管理施設の点検などを行います。

⑸早期避難及び誘導

洪水や土砂災害の危険性が予想される場合は、要援護者対応を含めて、早期に自主避難することが望まれます。避難対策班は、早めの対応が必要です。

（災害発生直後～２４時間）

⑴災害対策本部への切り替え

会長、副会長、班長により、災害対策本部に切り替えると共に、隣保長は、安否確認、緊急情報伝達等の緊急行動を行います。

⑵情報の収集・伝達

（災害発生前）と同様の方法により行います。

⑶在宅者の安否確認

避難の有無、是非をお互いに確認しあい、今後の連絡方法も確かめ合います。

⑷被災者の救出・搬送

被災者が出た場合、救出・救護班が中心になり、隣近所の協力を得て救出･救護し、避難所または医療救護施設へ搬送しなければなりません。

また、市町への報告や、場合によっては、消防、警察への通報･支援要請が必要となります。

土砂災害の場合は、救出・救護中に再び土砂災害が発生し、被害を大きくすることがあるため、二次災害への警戒がとても重要です。

⑸市町への被害状況報告

現時点での被害状況報告を、情報班がまとめて、市町へ報告します。

（２４時間後～数日間）

⑴被災者の救援・救護

すみやかに、市町、消防、警察に支援を求め、救出・救護班や隣近所が協力しながら、被災者の救援・救護に当ります。

⑵市町への被害状況報告、刻々と変わる被害状況を、逐一報告します。

⑶避難所の設置・運営

生活班が中心になって、一時避難所の開設・運営を行います。市町との連絡や物資の調達･支給など運営ルール等を決め、円滑に運営できるよう配慮します。

⑷食料、水、毛布など物資の調達･支給

⑸炊き出しなどによる給食活動の実施

⑹災害時要援護者への対応配慮

避難中でも、日常生活に支障きたさないよう配慮が必要です。また介護体制がとれる福祉避難所の確保ができれば望ましいです。

⑺災害ボランティアの受入れと活動拠点の確保

社会福祉協議会のボランティアセンターが窓口となり、受け入れと活動拠点の確保を行います。また、ボランティアとの協力により、被災者の支援体制を構築します。

⑻避難中の住宅周辺の防犯活動

避難所への避難後、留守宅での犯罪防止のため、担当者がパトロールします。

⑼病気の予防等

病気の予防等のため、医療機関等への支援要請をします。

2−2　情報の収集・伝達

(1)洪水・土砂災害の場合は、主に、災害発生前の行動が重要です。住民が、いかに早く、安全に避難し、被害を最小限にするかが、ポイントになるからです。
(2)情報の種類、情報収集の手段、情報伝達の手段、情報伝達のネットワーク（誰が誰に伝えるか）を、予め、整理し、準備しておく必要があります。
(3)安否確認や避難情報などの緊急行動が必要な場合は、隣保長を中心に動きますが、情報班とも連絡を取り合い、情報の収集伝達が円滑に行われることが大切です。
(4)地域内の避難状況、被災状況を逐一、市町へ報告しましょう。また、負傷者や行方不明者が発生している場合は、消防・警察にも通報が必要です。

解説

基本的な情報の種類や収集・伝達の手段などを下記に示します。

１・情報の種類

(1)　気象庁が発表する洪水・土砂災害に関する防災気象情報の主なもの

①気象情報（警報・注意報に先立って注意を呼び掛けたり、補完する大雨などに関する情報）
②気象警報・注意報（大雨・洪水・高潮・強風等）③台風情報　④指定河川洪水予報
⑤土砂災害警戒情報　⑥その他　ナウキャスト、降水短時間予報、記録的短時間大雨情報などがあります。但し、④は国土交通省または都道府県　⑤は都道府県と共同で発表します。これらの防災気象情報について、正しい知識を身につけておくことが極めて重要です。

なお、現在、東日本大震災や平成 23 年９月２日から４日かけての台風台 12 号による大規模な災害発生を教訓に、気象庁が発表する注意報と警報の上に、重大な災害の恐れが著しく大きいときに出す「特別警報」を新設する方向で検討が進められています。

資料１　大雨により災害が発生するおそれがある場合の気象情報発表（例）・・・・・P24

(2)　兵庫県が県民に対して発信している川の情報（但し、④は気象庁と共同発表）

①河川水位・雨量

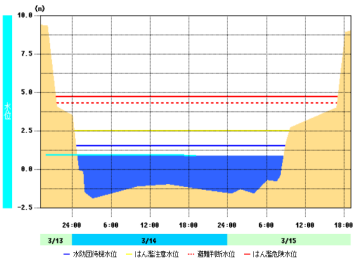

県内の水位局１９２個所、雨量局２９９箇所(H25 年３月現在)のリアルタイム観測情報がインターネット(国土交通省ホームページ「川の防災情報」)で確認できます。
また、この水位・雨量情報の一部は、テレビ（NHK 神戸放送局・サンテレビジョン）のデータ放送でも配信されています。

②河川監視カメラ画像

県は、水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部など、合計 93 河川 124 個所に河川監視カメラを設置し、リアルタイム画像をインターネット等で配信しています。日頃から最寄りの監視カメラの設置位置を確認しておいて下さい。

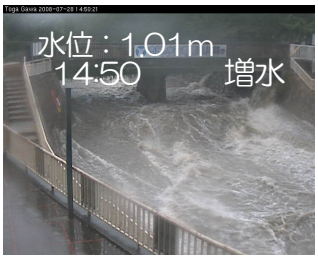

神戸市モニタリングカメラ映像

③増水警戒情報（現地）

河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる20河川118箇所に、大雨洪水注意報・警報の発表と連動して作動する回転灯が設置され、親水施設利用者等への注意喚起が図られています。

都賀川、夙川、芦屋川等の表六甲河川（計13河川）、有馬川、天神川、朝霧川等のその他の河川（計7河川）に設置されています。日頃から回転灯や階段の設置位置を確認しておいて下さい。

④洪水予報（洪水注意報・警報）

国土交通大臣または知事は洪水により国民経済上重大な損害あるいは相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して洪水予報を行い、市町その他関係機関に通知するとともに、情報機関を通じて一般に周知されます。

⑤避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

洪水予報を行う時間的余裕がない主要な河川を水位周知河川として国土交通大臣または知事が指定し、河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した時は、市町その他関係機関にその旨が通知されるとともに、報道機関を通じて一般に周知されます。

資料２　水位と市町・住民に求める行動の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25

⑶　洪水予報河川・水位情報周知河川に該当しない河川

災害危険情報の入手が困難なため、地元市町からの情報に注意するとともに、住民自らが上記①～③により情報入手に努めましょう。

⑷　兵庫県が県民に対して発信している山の情報（但し、①は気象庁と共同発表）

①土砂災害警戒情報（市町単位）

「土砂災害警戒情報」は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

本情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としています。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできません。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、本情報の対象外です。

資料３　土砂災害への警戒呼びかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26

現在、国土交通省と気象庁では、防災気象情報のあり方と改善の方向性について有識者による検討の中で土砂災害への警戒を呼び掛ける情報を、危険度に応じて５段階のレベルを設ける方向としています。

資料４土砂災害への警戒の呼びかけに関する情報体系のイメージ図・・・・・・・・・・・P26

②地域別土砂災害危険度情報

「地域別土砂災害危険度情報」は、「土砂災害警戒情報」を補足する情報です。現在から２時間後まで土砂災害の危険度を予測し、市町長が発表する避難勧告等の判断材料として、平成 18 年９月１日から市町に情報発信しています。また、平成 23 年６月１日からは、県民が土砂災害に関して早期に適切な避難判断ができるよう、インターネットで情報発信しています。

平成 25 年３月４日からは、情報を５㎞メッシュ単位に細分化するとともに、移動中の人でも手軽に情報を入手できるよう、携帯電話サイトからも情報発信を開始しています。

資料５　地域別土砂災害危険度情報のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・　P27

③土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、県は、土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生じる恐れがある土地を土砂災害警戒区域（法第６条：Ｙ区域*）に、著しい危害が生じる恐れがある土地を土砂災害特別警戒区域（法第８条：Ｒ区域*）に指定します。

Ｙ区域の指定により、市町には、市町地域防災計画における警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成・配布などが義務付けられます（法第７条）。県は、平成２５年３月時点で、約２万か所の土砂災害警戒区域を指定しています。

Ｒ区域の指定により、住宅開発や老人ホームなどの整備にあたっては特定開発行為許可（法第９条）が必要となります。また、都市計画区域外でも建築確認が必要となり、一般住宅でも建築物の構造規制（法第 23 条）を伴います。＊資料６を参照して下さい。

資料６　土砂災害警戒区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P28

⑸避難情報：避難準備情報・避難勧告・避難指示

避難情報の標準的な種別と意味は表１の通りです。この内容について、発令する市町はもとより、住民が十分に理解しておくことが不可欠です。

表１　避難情報の種別と意味

区分	発令時の状況	住民がとるべき行動
避難準備情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する住民は、計画された避難施設への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の住民は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動が可能な住民は、計画された避難施設等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況などから、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに避難を完了 ・未だ避難していない住民は直ちに避難 ・避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要

災害の切迫度

高い

出典：兵庫県　避難勧告等の判断・伝達マニュアル
作成ガイドライン（水害・土砂災害編）　平成 24 年４月

⑹地域独自の災害情報

①当該地の観測雨量、付近の河川水位の状況に注意しましょう。

②土砂災害の場合の前兆現象を良く把握し、警戒避難の判断指標として活用しましょう。

③当該地の災害の歴史を把握しておくことが重要です。過去の経験に捉われずに判断することは、もっと重要です。

２．情報収集・伝達の手段

テレビ（データ放送、公共情報コモンズを含む）、ラジオ、防災行政無線、有線放送、CATV, 拡声器、サイレン、広報車、携帯電話、ワンセグ、パソコン、エリアメール等ですが、浸水、停電等で使えなくなる恐れがあるので注意が必要です。そのため、複数の手段を確保しておく必要があります。特に、ラジオは必要不可欠です。

３．情報伝達のネットワーク

①誰から誰へ連絡するかの連絡網を予め作成しておく必要があります。隣保内では、人による伝達が、確実性が高いでしょう。

②河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域の県・市町作成のハザードマップを、事前に、把握しておく必要があります。

③気象、河川、土砂災害、避難情報などの各種情報の意味が分かるように、分かりやすい解説が必要です。

2－3　避難と誘導

⑴身に迫る危険を回避する「緊急避難」は、各個人の判断が重要ですが、隣保長や隣近所に声を掛け合って、瞬時に判断、行動する必要があります。
⑵市町から「避難準備情報」が発令された場合はもちろん、発令されていなくても、災害の発生が予想される場合は、まず、災害時要援護者及びその家族を、避難所に避難するよう伝達し、避難誘導します。
⑶避難誘導する場合は、出来るだけ早めに、安全な避難経路で行い、高齢者、病人、障害者など要援護者を優先します。
⑷集落の立地場所や自然条件により、地域の危険性が異なりますので、自分達の地域では、どのような避難行動が適切か、予め、検討しておくことが重要です。
避難場所は、指定避難所、一時避難所、自宅２階、近くの安全な建物などがありますので、どのような状況であれば、どこに、どう避難するかを、予め、検討しておくと良いでしょう。
⑸避難は、一人で行動しないで、隣近所で声掛け合って避難すると共に、車両での移動は可能な限り避けることです。

解説

１．次のような場合、屋外での移動は、極力避けなければなりません。
①夜間や激しい降雨時、道路冠水時など、避難経路上の危険箇所の把握が困難な場合。
②浸水時、流れがあり、浸水深さが５０ｃｍを上回る場所での避難は危険です。
特に、流速が早い場合は、浸水深さ２０ｃｍ程度でも、歩行不可能です。
10㎝であっても濁りがあれば用水路やマンホールが見えないため、転落のおそれがあります。
③土砂災害の危険がある場合は、がけ崩れの恐れのある斜面や土石流発生の恐れのある渓流の通過は避ける必要があります。
２．土砂崩れや堤防の決壊により、家屋が流出する恐れがある地区や洪水の影響で家屋が深く浸水する恐れがある地区は、早めの避難が肝要です。
３．中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」報告では、避難を「安全確保行動」と定義し、命を守るための「緊急的な行動」と「一定期間仮の避難生活をおくる行動」の２つの視点から分類し、その上で安全確保行動を４つの類型に整理し、どの安全確保行動を選択するべきかは、個々人のおかれた状況によるため、国民一人一人の判断が大切だとしています。

資料７　安全確保行動の分類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P29

2－4　水門等の施設管理（自主防災組織が管理する場合）

⑴水門等の操作は、施設管理者の管理基準に基づき、的確に行います。
⑵水門等の操作は、危険な場合が多いので、複数で担当し、事故が起きないようにしましょう。
⑶水門等の操作の記録を災害対策本部に報告します。

解説

1．ゲリラ豪雨や急激な増水などにより身の危険を感じた時は、操作完了前であっても撤退することが重要です。

2−5　被災者の救出・救護

⑴負傷者の救出、応急手当及び医療救護施設への搬送は、人命にかかわるため緊急かつ時間との戦いであるとも言えます。
⑵被災者の救出、搬送は、救出・救護班が中心になりますが、隣近所の協力が必要不可欠で重要です。
⑶救出用の資機材を防災倉庫から運び出し、救出活動を行います。
⑷救出活動は、①急流に流される、②土砂災害に巻き込まれるなどの２次災害に十分注意しながら行なうことが重要です。
⑸応急手当は、負傷者一人ひとりをよく観察し、症状に適した手当てをしなければなりません。
⑹必要に応じて、平常時に訓練している心肺蘇生法や AED での応急手当を実施します。

解説

1．負傷者には先ず応急手当を行い、重傷患者などは医療救護施設に搬送します。
2．自主防災組織で困難な場合は、速やかに消防署等へ救援要請をします。

2−6 避難所の開設・運営

⑴市町行政担当、施設管理者、自主防災組織による運営組織を設置します。
⑵運営組織を班体制にし、役割を分担します。
⑶運営会議を持ち、情報の収集・伝達及び役割分担を確認します。
⑷避難所の利用ルールを壁に張り出すなど周知徹底します。
⑸避難所での避難生活状況を点検します。
・避難スペースの状況　・水、食料、寝具（毛布など）の確保・支給状況　・トイレの使用状況
・情報収集伝達手段の確保・応答状況　・災害時要援護者の介護状況

解説

1．避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努力する必要があります。特に、高齢者や障害のある人などの災害時要援護者への暖かい配慮が必要です。
2．運営組織では、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健衛生などの班編成を行ない役割を分担します。
3．運営会議は、１日に１～２回開催し、情報の収集・伝達、必要な役割の再確認などを行ないます。

３　地　震

（阪神･淡路大震災　神戸市東灘区 1995.1 撮影）

３－１ 時間経過毎の防災行動

最初に、時間経過毎の防災行動の概要を示すと、行動目標を立てやすくなります。地震は、（地震発生直後～数時間）⇒（数時間後～24 時間）⇒（24 時間後～数日間）に、ほぼ3区分した防災行動が分かりやすいでしょう。

（地震発生直後～数時間）

⑴ 災害対策本部の立ち上げ及び緊急行動の実施

会長、副会長、班長による災害対策本部を立ち上げると共に、一方で、本部設置よりも隣保の活動が急がれる場合があると思われるため、隣保長は、安否確認等の緊急行動を行います。

⑵ 安否確認及び災害時要援護者への対応

隣保長が中心になって、各戸別安否確認をし、災害時要援護者には、緊急援助の要否も確認し、確認結果を会長はじめ情報班に連絡します。

⑶ 負傷者の救出及び消防団や市町等への救援要請

救出・救護班や隣近所が協力して、負傷者を救出し、応急手当や医療救護施設へ搬送します。消防団や市町、場合により、消防、警察へも救援要請をします。

⑷ 火災発生の場合、初期消火の実施及び消防団、市町へ緊急連絡

消火担当班や隣近所が協力して、各戸への出火防止の呼びかけを行います。出火した場合は初期消火を行うとともに、火災の拡大、延焼を防ぐため、消防団、市町へ緊急連絡します。

⑸ 災害情報の収集・伝達

最新の災害情報を収集・伝達し、余震等による２次災害を防止すると共に、避難行動等に支障がないよう配慮します。

（数時間後～２４時間）

⑴負傷者の救出及び消防団や市町等への救援要請

地震発生直後から同様に作業を継続します。

⑵負傷者の応急手当と医療救護施設へ搬送

地震発生直後から同様に作業を継続します。

⑶住民（災害時要援護者を含む）を避難所へ避難・誘導

地震発生直後から引き続き、避難対策班や救出・救護班が、隣近所の協力を得て、避難所への避難・誘導を行います。

⑷避難所の開設

洪水・土砂災害の場合と同様に、生活班が中心になって、一時避難所を開設・運営します。

⑸被災状況の確認及び市町への連絡

情報班、隣保長等の協力の基に被災状況を確認し、市町へ連絡します。

（24 時間後～数日間）

⑴負傷者の救出、搬送の支援

地震発生直後から同様に作業を継続します。

⑵避難所の運営

一時避難所を運営しながら、市町の指定避難所へ移動を希望する等の避難者の意向を確認します。

⑶食料、水、毛布等の物資の調達･支給

⑷炊き出し等による給食・給水活動の実施

⑸仮設トイレの確保

避難所等の利用状況を見て、市町へ仮設トイレの設置を要請します。

⑹災害時要援護者への対応

避難生活が長引くと要援護者に日常生活での支障が出てきますので、特に配慮が必要です。

⑺災害ボランティアの受け入れ体制と活動拠点の確保

洪水・土砂災害の場合と同様です。

⑻避難中の住宅周辺の防犯活動

洪水・土砂災害の場合と同様です。

⑼病気の予防等

洪水・土砂災害の場合と同様です。

3－2　情報の収集・伝達

⑴地震の場合は、安否確認、負傷者の救出及び被害状況の情報が、まず必要であり、隣保長を中心に、緊急に情報収集しなければなりません。
　また、情報班とも連絡を取り合い、情報伝達が円滑に行われることが大切です。
⑵「緊急地震速報」や「余震情報」にも注意し、とっさの安全確保の行動がとれるよう備えておきましょう。
⑶情報の種類、情報収集の手段、情報伝達の手段、情報伝達のネットワーク（誰が誰に伝えるか）を、予め、整理し、準備しておかなければなりません。
⑷地域内の避難状況、被災状況を市町へ報告します。なお、負傷者や行方不明者が発生している場合は、消防・警察にも通報が必要です。

解説

1．地域内の安否確認を早急に実施するともに、被害状況（死傷者や建物、道路などの被災状況等）や火災発生の状況を迅速に取りまとめます。
2．取りまとめた結果を市町災害対策本部に連絡します。

3－3　被災者の救出・救護

（洪水・土砂災害の場合と同様）

解説

1．地震発生直後、先ず自分自身や家族の安全を確かめた後、隣近所に声を掛け合い、救出活動を行いますが、消防・警察の救助隊が到着するまで、被災者に声を掛け続けることが大切です。
2．救出作業は地震発生後の余震や火災などにより危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意します。
3．負傷者には先ず応急手当を行い、重傷患者などは医療救護施設に搬送します。

3－4　消火活動

⑴消火担当班と隣近所の人が協力して、初期消火を行います。
⑵火災の拡大、延焼を防ぐことが重要ですが、無理をしないで、消防団、市町へ緊急連絡します。
　なお、電源を切る（ブレーカーを切る）こと、ガスの元栓をしめることなどの出火防止行動や家屋内での初期消火など、各家庭内の防災対策は大切です。

解説

1．初期消火活動の３原則「早く知らせる」「早く消火する」「早く逃げる」を守ります。

２．火事を発見した時は、「火事だ！」と大声を出して、周辺に助けを求め、直ちに１１９番通報しましょう。一般的に、出火から３分以内が消火できる限度、落ち着いて素早く行動することが肝要です。毛布や座布団など手近なものをフル活用することも必要です。ただし、天井まで火が燃え広がったら消火は困難、潔く避難しましょう。
３．高層住宅や密集住宅地で、火災が発生すると大惨事になる恐れがありますので、特に家庭内の火の始末、防災対策を忘れないようにしましょう。

３―５　避難と誘導

⑴迫る危険を回避する「緊急避難」は、各個人の判断が重要ですが、隣保長や隣近所に声を掛け合って、瞬時に判断、行動する必要があります。避難は、一人で行動しないで、隣近所で声掛け合って、逃げ遅れが無いか確認し、避難します。
⑵避難誘導する場合は、出来るだけ早く高齢者、病人、障害者など要援護者を優先します。
また、余震で家屋が倒壊したり、落下物がありそうな細い道を避け、安全な経路で避難します。
⑶集落の立地場所や自然条件により、地域の危険性が異なりますので、自分達の地域では、どのような避難行動が適切か、予め、検討しておくと、いざという時に役立ちます。
⑷また、避難場所は、指定避難所、一時避難所、近くの安全な建物など多様にありますので、普段から、被災状況に応じて、どう行動するか考えておきましょう。
⑸道路の混雑や危険性を考えて、車両での移動は避けてください。

解説

１．地域の危険性によって、避難の方法が異なります。自分の地域の危険性（例えば津波危険予想地域あるいは山、がけ崩れ危険予想地域など）によりどのような避難行動が必要なのかを普段から良く理解しておく必要があります。

地震後の土砂災害にも注意が必要です。近年、平成 23 年東北地方太平洋沖地震をはじめとした強い揺れを伴う地震により、甚大な土砂災害が発生しております。

２．高層住宅の居住者はエレベーターが止まり、徒歩で避難することが想定され、特に支援者は、要援護者に配慮して行動する必要があります。

３．車での移動は、
①建物倒壊などで道路が塞がれている。
②停電などで信号機が機能しない。
③遮断機が降りたままになる。
などにより大交通渋滞を起こし、救急・消火等の緊急防災活動を阻害する事にもなりますので、慎むことが重要です。

３―６　避難所の開設・運営

（洪水・土砂災害の場合と同様）

４．津　波

（東日本大震災　石巻市津波被害状況　2011.11 撮影）

４－１基本的な考え方

⑴津波から命を守るために、津波に対する包括的な知識を身につけ、その知識に基づき、迷うことなく自ら直ちに避難行動を起こしましょう。

解説

１．日頃から、津波に対する科学的理解を深め、津波想定などの数値、津波情報、津波ハザードマップなど津波に関する正確で豊富な知識を身につけましょう。

資料８　津波とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P29

特に、自然現象は、不確実性を伴うことから想定やシナリオを超えることもあり得ることに留意しましょう。

資料９　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　報告要点（抜粋）・・P31

２．津波は想像を絶する破壊力を持っています。従って、「津波てんでんこ」の言い伝え*通り、「自分の命は自分で守る」ため、避難することが基本です。地震発生後、速やかに避難するため、「家族や近隣の人が助かるために、イザという時どのように行動すべきか」について、日頃から地域や家族で話し合いをし、その連携強化や信頼関係を築いておくことが重要です。

３．津波による人的被害を軽減するためには、住民一人一人の迅速かつ主体的な避難行動が基本となります。基本的な避難行動を取る姿勢を推進するためには、子供への防災教育や行政、学校、地域の連携による体系だった教育が必要です。防災リテラシーを醸成することで、住民等の早い段階からの避難行動に繋がり、人的被害の軽減のほか、消防団員や警察官などの避難支援者の負担の軽減につながります。

＊三陸地方の津波史家の山下文男氏（故人）の発言が端緒になって拡がった教訓である。津波が来る恐れがあるときには、親、兄弟、子供や親戚の人等にかまわずに早く逃げなさいという意味。

４－２　情報収集と判断

⑴ 気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報を発表しますので、情報収集に最善を尽くしましょう。（表２参照）

⑵ 津波襲来時の情報については、テレビ（公共情報コモンズを含む）、ラジオ、携帯電話、ワンセグ、防災行政無線（Ｊ－ＡＬＥＲＴを含む）、ひょうご防災ネット、エリアメール、緊急速報メールなどあらゆる手段を活用し、主体性を持って収集に努めましょう。

⑶ 気象庁や市町からの情報の有無に関わらず、強い揺れや弱くてもゆっくりした長い揺れを感じた場合は、津波が発生すると判断することが極めて重要です。

解説

１．気象庁は、平成２５年３月７日正午から、新しい津波警報の運用を開始しました（表２）

表２　津波警報・注意報の種類と発表基準、発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 （津波の高さの予想の区分） **（５段階）**	**巨大地震の場合の発表**
大津波警報	予想される津波の高さが３㍍を超える場合	**10m超** （10m＜予想高さ） **10m** （５m＜予想高さ≦10m） **5m** （３㍍＜予想高さ≦５m）	**巨大**
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１m超え、３m以下の場合	**3m** （１m＜予想高さ≦３m）	**高い**
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで０．２m以上、１m以下の場合であって津波による災害の恐れがある場合	**１ｍ** （0.2m≦予想高さ≦1m）	**（表記しない）**

２．⑴東日本大震災では、地震発生から約３分後に発表した「岩手・福島３㍍、宮城６㍍」という津波警報の過小評価が住民の避難が遅れた原因の一つと指摘されました。元々、M8.0 以上の大規模地震は、発生後約３分ではマグニチュードを精度よく計算できなかったため、最初はM7.9 と推定したことに起因しています。

⑵ ①巨大地震の可能性を評価・判定する手法により、巨大地震による津波の規模の過小評価を防止、②ＧＰＳ波浪計、海底ケーブル津波計によるより沖合いでの津波観測情報の導入等の技術的な改善と③津波警報及び情報文等の改善が図られています。

⑶気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を直ぐに推定し、これらを基に沿岸で予想される波の高さをきめ、地震が発生してから約３分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。

⑷ 推定できない場合は、高さを数字で表わさず、第１報で大津波警報を出したときは「巨大」、津波警報の時は「高い」と発表し、非常事態であることを伝え、迅速な避難を呼びかけます。

その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

また、数値での発表は、高さ区分を従来の８段階から５段階とし、細かく出すことによる油断を無くす方向に改善されています。

⑸ 5m 超～10m の間の予測の場合は「10m」と発表するなど、それぞれの区分の高いほうの値を、予測される津波の高さとして発表します。

⑹ 沿岸で観測された津波の最大波の発表については、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

⑺ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表については、避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」または「推定中」の言葉で発表しして、津波が到達中であることを伝えます。

⑻ 避難の呼びかけ方も変え、「厳重に警戒」などの表現から、「ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルへ避難して下さい」と誰がどこへ逃げるべきかを具体的に伝えます。

３．気象庁及び関係機関から住民等へ、防災行政無線、Ｊ－ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話などのあらゆる手段を活用して、津波警報とそれに係る避難勧告等の情報伝達が確実にまた繰り返し伝わるように努めています（資料１０）

資料１０　住民等への情報伝達の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ32

４．情報の入手については、どの情報手段も完璧とは言い難いので、あらゆる手段を活用して入手に努める必要があります。

このような中で、テレビ、ラジオ、ひょうご防災ネット、エリアメール、緊急速報メールや兵庫県が全国に先駆けて導入した公共情報コモンズは、有効な情報収集手段です。

５．強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には基本的には津波が発生すると考えましょう。地震の揺れの大きさから津波の大きさを判断してはいけません。地震による揺れがない場合や、揺れを感じにくい場合に於いても、大きな津波が来襲する可能性があります。

大きな揺れによる広域停電や庁舎の被災等により、市町からの防災行政無線などが寸断され、

市町等からの避難勧告・指示などの伝達が受けられないこともあるため、自主的な判断が最重要です。

4－3　率先避難と声掛け

⑴大津波警報等を見聞きした時、あるいは、津波が襲来すると自主的に判断した時は、迷うことなく迅速に事前に調べておいた避難路を選択して時間の許す限り高い避難場所へ逃げます。
⑵逃げる際には、「津波が来るから逃げろ！」と大声を出しながら、率先して逃げます。
⑶避難は徒歩を原則とします。しかし、高齢者や乳児など災害時要援護者がいるときなどは、車での避難も止むを得ないと思われますので、車で避難するルールを地域で決めておきましょう。地域コミュニティの力を合わせて要援護者の避難支援を行います。

解説

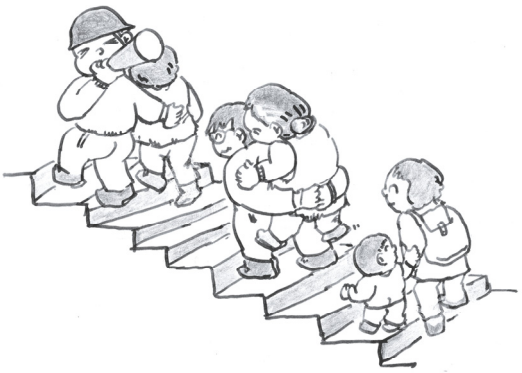

１．海に面して、高い護岸や堤防があるからといって、大津波警報が出ても避難しなくても良いと考えるのは早計です。

近地津波（資料８参照）では、市町村からの避難勧告・指示などが間にあわない恐れがあります。

また、防災行政無線なども電源停止などにより通じ無いことも起こり得ますので、主体的に迅速な避難行動をとることが重要です。
想定外のことも起こり得ると考え、より高く安全な所へと避難を心がけ、その状況の中での最善を尽くすことが必要です。

つまり、できる限り高く安全な場所を目指しましょう。

２．避難路や避難場所については、事前の防災マップづくりや日頃の避難訓練などを通して選定しておきましょう。

避難路は、地震による沿道建築物の倒壊，落橋、土砂災害、液状化等の影響により寸断されないことが極めて重要です。

避難場所は、時間と余力のある限り事前に選定された避難場所への避難が基本です。津波避難ビルや津波避難タワー等の緊急的な避難場所への避難も留意しておきましょう。

なお、平成１７年６月に作成された「津波避難ビル等にかかるガイドライン」を、見直す検討が進められています。

また、避難した場所に津波火災が迫ってくる危険性も想定して、再度避難するための避難路確保等、避難後も警戒を怠らないことが必要です。

３．隣近所の人に大声で「早く逃げてください」と知らせながら逃げること（率先避難）が、とても重要です。今がその時と思えずに留まっている人や、ためらっている人に避難を促す大きな効果があります。

因みに、徳島県のある地域では、５～６軒に一人、率先避難者を決めて、行動する取り組みを

始めています。また、地震発生後 10 分程度で大津波が押し寄せる三重県尾鷲市では、東日本大震災以前からこの率先避難の取り組みを広めています。

４．避難は最も確実な徒歩を原則とします。自動車による避難は以下のような種々の危険性があります。

⑴ ①建物・電柱などの倒壊や土砂災害で道路が塞がれている。

②地震により道路が崩壊している。

③液状化によるマンホールの浮き上がり。

④停電で信号が消える。

⑤停電で踏切の遮断機が下りたままになる　などの交通障害があること。

⑵交通障害が発生しなくても大交通渋滞を起こし、逃げ遅れて津波に巻き込まれる可能性があるほか、避難支援活動に支障を及ぼすこと。

⑶道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路都等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等が存在すること。

⑷避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなる恐れがあること。

⑸徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなる恐れがあること。

５．しかしながら、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合があります。

このような場合には、自動車避難の危険性を軽減するための努力をすると共に、自動車による避難には限界があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る必要があります。

６．以上から、津波発生時の避難を円滑に行うため、地域性を考慮した具体的な津波避難計画の作成をする必要があります。作成にあたっては、住民、自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体の参画を得て実施することが肝要です。

現在、国による津波避難対策に関するマニュアル等を見直す検討が進められています。

自動車利用も検討するに当たっての基本的なルールは資料１１を参照してください。

資料１１　車で避難する際のルールやドライバーへの啓発事項・・・・・・・・・・・P32

７．災害時要援護者の避難支援を円滑に行うため、介護や障害者等の担当部署と、防災部局及び自主防災組織、介護施設等のサービス提供機関等が連携し、個人情報の保護の範囲や取扱を整理した上で、災害時要援護者を把握しておく取り組みが必要です。

８．活動中の避難支援者の被災を回避するためには、津波到達時間を踏まえた避難支援者の行動内容や判断基準を取り決めると共に、その内容について、地域での相互理解を深め、避難支援者が活動しやすいルールの取り決めをしておきましょう。

５　資料編

資料１

大雨により災害が発生するおそれがある場合の気象情報発表（例）

大　雨	気象台が発表する気象情報	市町村などの防災対応
約１日程度前 大雨の可能性が高くなる	**大雨に関する気象情報　（予告）** 警報・注意報に先立ち発表	・担当職員の連絡体制確立
↓ 半日～数時間前大雨始まる	**大雨注意報、洪水注意報** 警報になる可能性のある場合はその旨予告	・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ （防災行政無線など）
↓ 強さ増す	**大雨に関する気象情報** 雨の状況や予想を適宜発表	警戒すべき区域の巡視
↓ 数時間前～２時間程度前	**大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報** 大雨の時期、予想雨量、警戒を要する事項などを示す	・避難場所の準備・開設 ・必要地域に**避難準備（要援護者避難）情報発令** ・応急対応態勢確立
↓ 大雨が一層激しくなる	**大雨に関する気象情報** 刻一刻と変化する大雨の状況を発表	
↓ 被害の拡大が懸念される →	**土砂災害警戒情報（兵庫県と一緒に発表）** 土砂災害の危険度が更に高まった場合	・必要地域に**避難勧告発令** ・避難呼びかけ（防災行政無線・広報車など） ・必要地域に**避難指示発令**

・数年に一度の猛烈な雨が観測された場合には、「記録的短時間大雨情報」が発表されます。

＊兵庫県の記録的短時間大雨情報の基準は、南部１時間 100 ミリ、北部１時間 80 ミリ（香美町１時間 90 ミリ）

（出典：平成２２年度「1.17 は忘れない」東播磨地域のつどい（平成 23 年１月 24 日）
神戸海洋気象台観測予報課予報官　長谷川　俊文氏の講演資料より）

資料２　水位と市町・住民に求める行動の関係

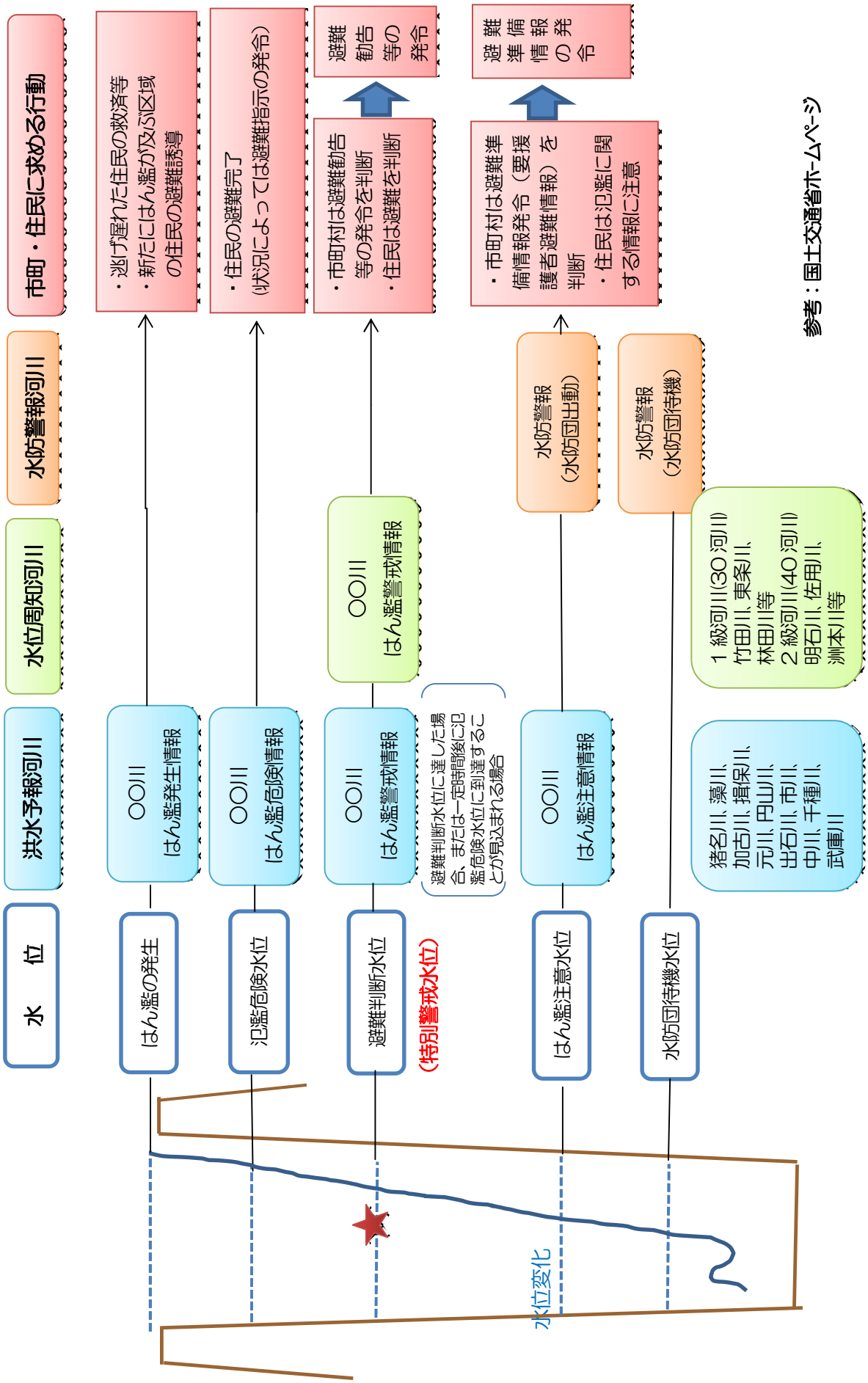

参考：国土交通省ホームページ

土砂災害警戒情報は一番遅い発令なので、その前に発表される雨の情報を知ることが大事です。

資料３　土砂災害への警戒の呼びかけ

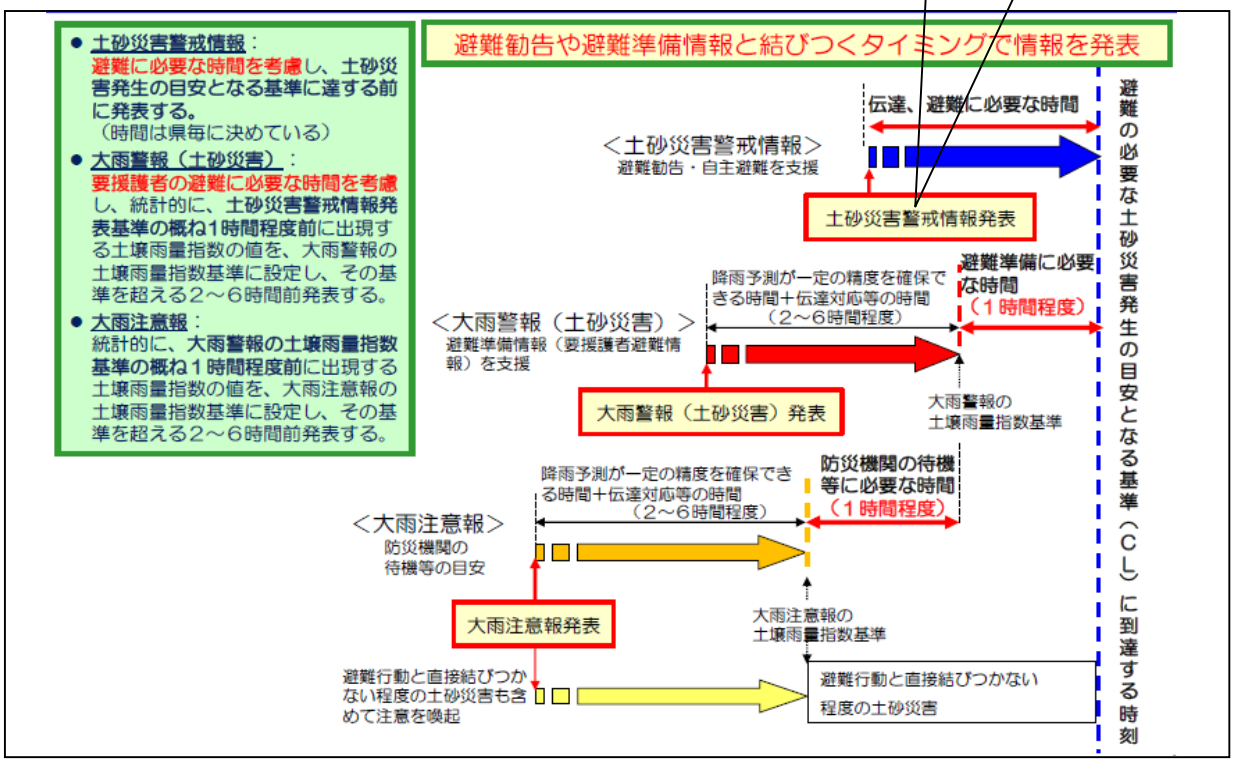

資料４　土砂災害への警戒の呼びかけに関する情報体系のイメージ図

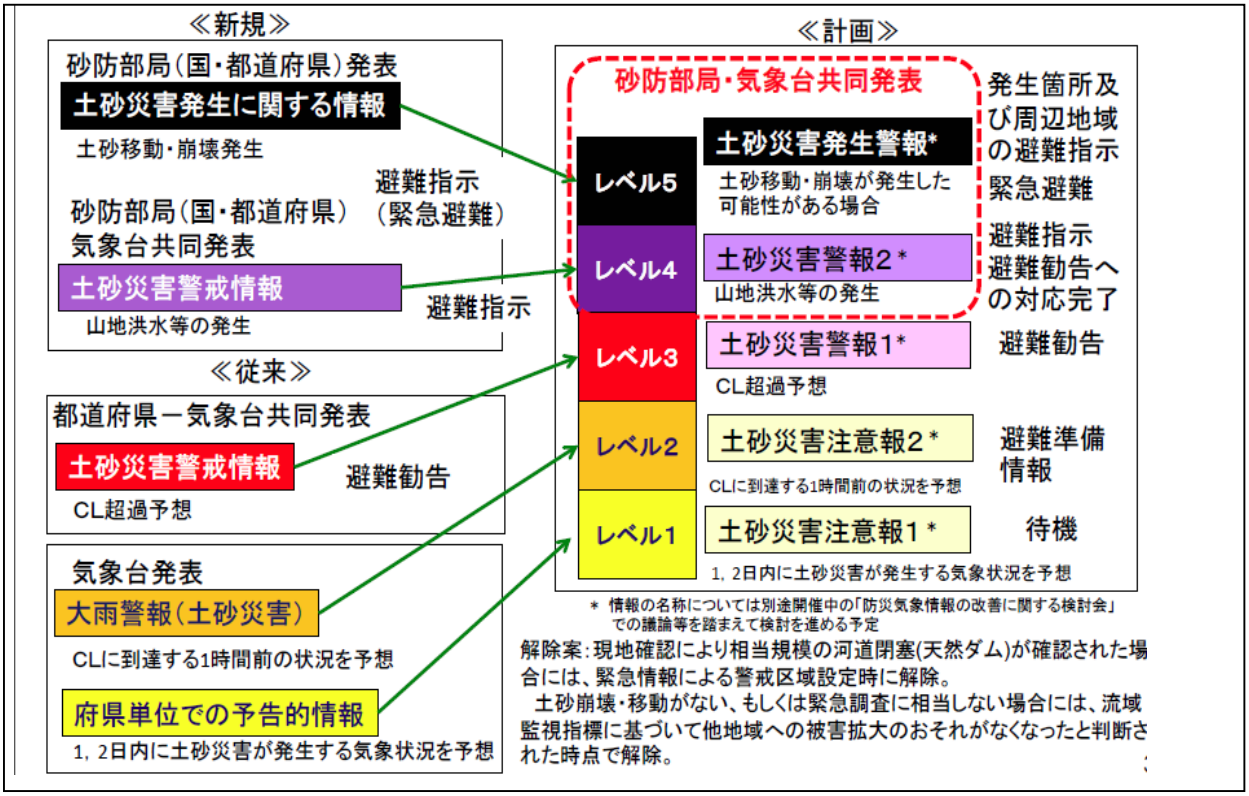

資料３，４　防災気象情報の改善に関する検討会（平成２５年１月２２日）資料

資料５　地域別土砂災害危険度情報のイメージ図

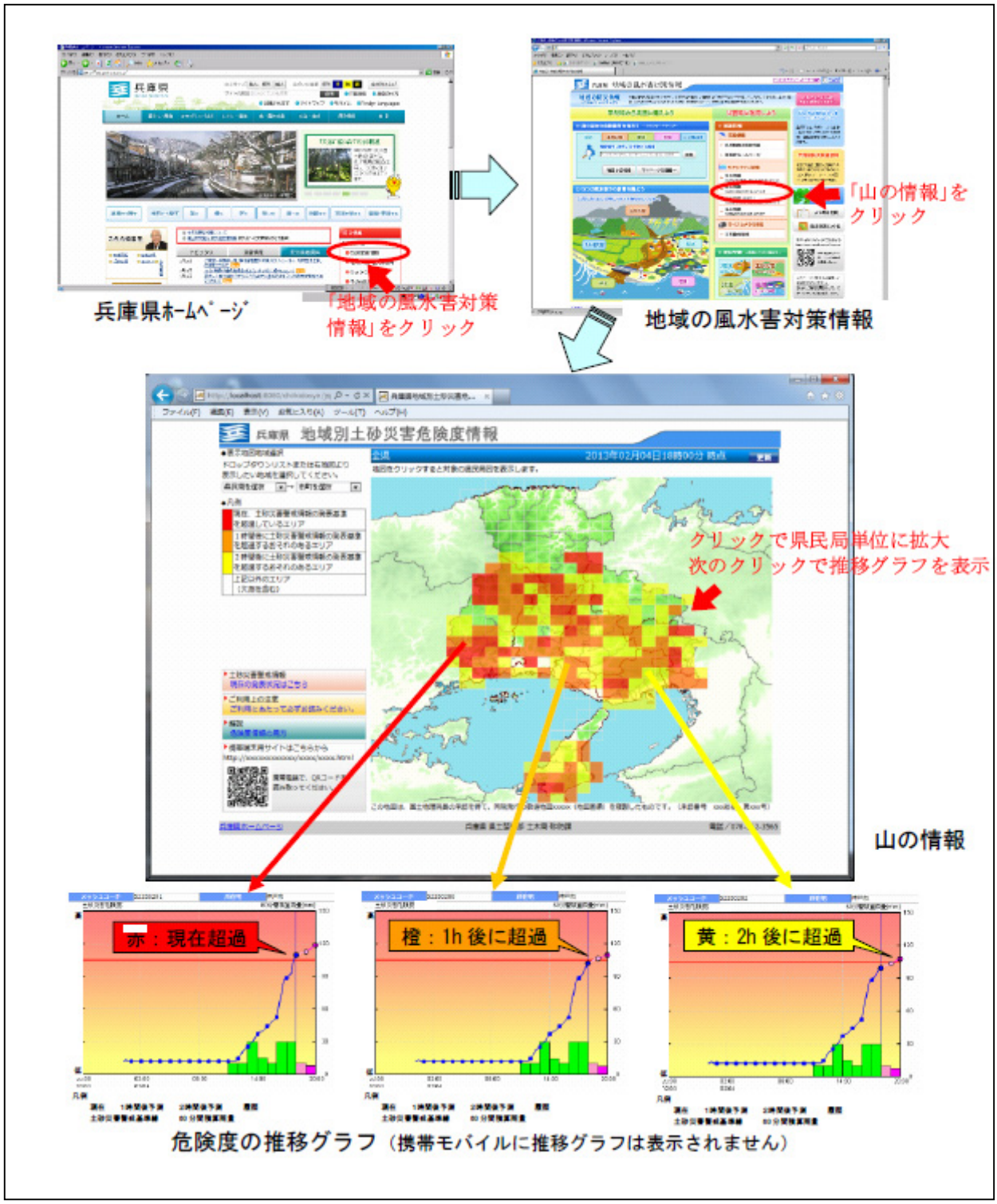

兵庫県「地域別土砂災害危険度」情報提供システムの充実について　記者発表（平成２５年３月４日）資料

資料６　土砂災害警戒区域図（通称：イエローゾーン）

●急傾斜地の崩壊

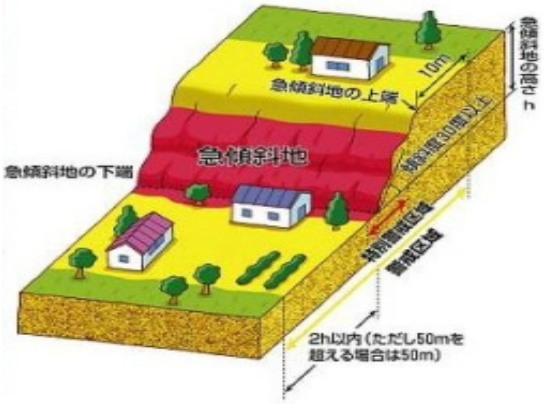

イ　傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
ロ　急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
ハ　急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍
（50mを超える場合は 50m）以内の区域

●土石流

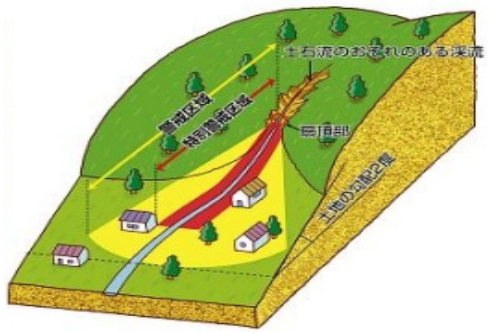

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

●地滑り

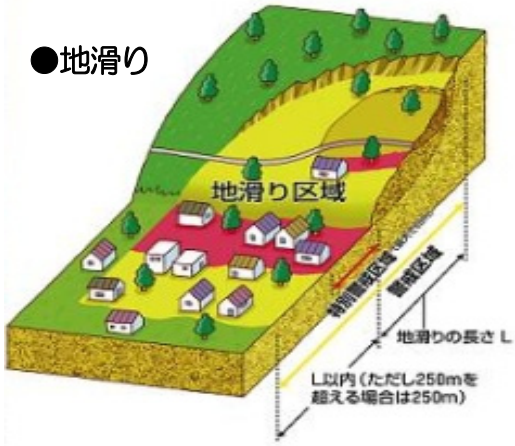

イ　地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
ロ　地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は 250m）の範囲内の区域

＊図中のイエローゾーンが土砂災害警戒区域（Y区域）、レッドゾーンが土砂災害特別警戒区域（R区域）を表しています。

兵庫県ホームページより

資料７　　安全確保行動の分類

（出典：中央防災会議　災害時の避難に関する専門調査会報告）

１．災害に対し自身の安全を確保するためには、状況によって、自宅などの建物の上階への移動やその場に留まるような行動も有効であると考えられます。

２．どの安全確保行動を選択するべきかは、個々人の置かれた状況によるため、住民１人１人の判断が大切です。

３．「待避」、「垂直移動」は、緊急時・切迫時に行なわれるあくまで次善の策であることに留意が必要です。

行動の視点	安全確保の行動	説明
いのちを守るための緊急的な行動	待避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる
	垂直移動	屋内の２階以上の安全を確保できる高さに移動する
	水平移動（一時的）	その場を立退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する
仮の生活をおくる行動	水平移動（長期的）	居住地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活をおくる

資料８　　津波とは

１．津波は、通常、海上で立っている波浪とは全く性質が異なる。
２．津波は地震により海底面が大きく盛り上がることにより発生する。
３．通常の波浪とは異なり、海面から海底まで全ての海水がいっせいに水平方向に流れるため、たとえ波高が低くても強いエネルギーを持っています。
４．津波には引き波という現象が起こるが、津波は引き波から起こるとは限らない。
５．津波の波長（波の幅）は、数キロから長い場合には数百キロに達するが、通常の波浪は数百メートル以下である。
６．津波の速度は$V=\sqrt{gh}$という数式で表されます。
７．津波は１度来たら終わりではない。何回も襲ってくる。また、第１波が１番大きいとは限らない。
８．津波は近地津波と遠地津波に区分される。更に、津波地震にも要注意である。

解説

１．地震の振動により通常の波浪が増幅されて大きくなったものではありません。
２．海底面の変化がない限り、基本的には津波が発生することはありません。
３．プレート型地震の場合、それまで海のプレートによって地球内部の方向にひきずりこまれて

いた陸のプレートが、海面の方向に大きく跳ね上がり、跳ね上がったプレートは、その上にある海水をぐっと持ち上げることになり、当然、海面が高く盛り上がります。盛り上がった海面が今度は重力によって盛り上がりの頂点から四方に広がっていくことになります。いわば、海上に突如出現する洪水のようなものです。

通常の波浪は、海が荒れていくら波高が大きくなっても、海水面の変動が起きるだけですから、エネルギーは比べ物になりません。

４．陸のプレートが跳ね上がる際、隆起する海底面の陸側では、逆に海底が沈降します。この海底面の沈降によって、その真上の海面も大きく沈降します。そのため、一時的に陸側の海水が沈降した海底面に向けて吸い寄せられます。これが引き波です。プレート境界面の破壊過程により津波の第１波の特徴が決まります。

５．波長が長く延々と続く津波がＶ字型の深い切れ込みを持つ三陸のリアス式海岸に押し寄せれば、湾の最奥部に集中する津波の波高は何倍にも増幅されたものとなり、陸地の斜面さえやすやすと駆け上がります。

６．Ｖは速度（ｍ/ｓ）、ｇは重力の加速度（9.8ｍ/ｓ）、ｈは水深（ｍ）です。

水深５０００ｍでは時速８００ｋｍ、５００ｍでは時速２５０ｋｍ、５０ｍでは時速８０ｋｍ、水深１０ｍでは時速３４ｋｍとなります。上陸してからも短距離選手並のスピードがあります。

７．プレート境界地震では、通常、津波は数分～数十分程度の周期で襲ってきて、大きな波高が６時間は継続するので、その間に行動するのは危険です。

第何波の津波が大きくなるかは、いろいろな要素に左右されるので一般的なことは言えません。

８．近地津波：地震の震源がわが国の沿岸から６００ｋｍ以内にあり、津波の来襲前に地震の揺れが襲います。東海・東南海・南海地震はその典型例です。

遠地津波：地震の震源がわが国の沿岸から６００ｋｍ以上にある場合の津波です。地震の揺れによる被害は無いと考えられます。

津波地震：地震の揺れは小さくても大きな津波をもたらす地震。1896 年の明治三陸地震、1605 年に発生した慶長南海地震は、津波地震であったといわれています。

（出典：ＮＨＫサイエンスＺＥＲＯ　「東日本大震災を解き明かす」編著者ＮＨＫサイエンスＺＥＲＯ取材班＋古村孝志・伊藤喜宏・辻　博　ＮＨＫ出版　平成 23 年６月 25 日　の主としてページ 40～47）

９．津波の高さ

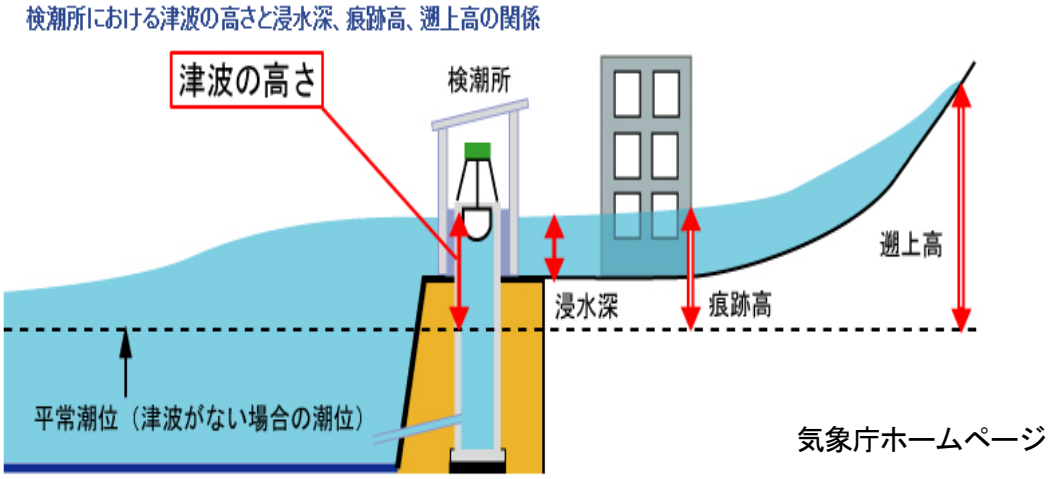

気象庁ホームページ

資料９　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　報告要点（抜粋）

１．津波対策を構築するに当たってのこれからの想定津波の考え方として、２つのレベルの津波を想定。
（1）発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
（2）発生頻度は高く、津波高さは低いものの大きな被害をもたらす津波。
２．津波被害を軽減するための対策についての基本的な考え方。
（1）最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策と、ハザードマップ整備などの避難を中心とするソフト対策を組み合わせ実施。
（2）津波からの避難は、強い揺れや長いゆれを感じた場合、迷うことなく自ら高い場所に避することが基本。

解説

１．東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震、津波が発生した。マグニチュード 9.0 の地震が起きることは、誰も想定していませんでした。兵庫県南部地震のエネルギーの約 360 倍という巨大地震でありました。

南北約 450ｋｍ、東西約 150ｋｍというとてつもなく広大な震源域で断層破壊がおこったと考えられています。

２．今後、防災対策で対象とする地震・津波の考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討することにしました。
（１）の津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、取りうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立する。
（２）に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備する。

資料 10　住民等への情報伝達の流れ

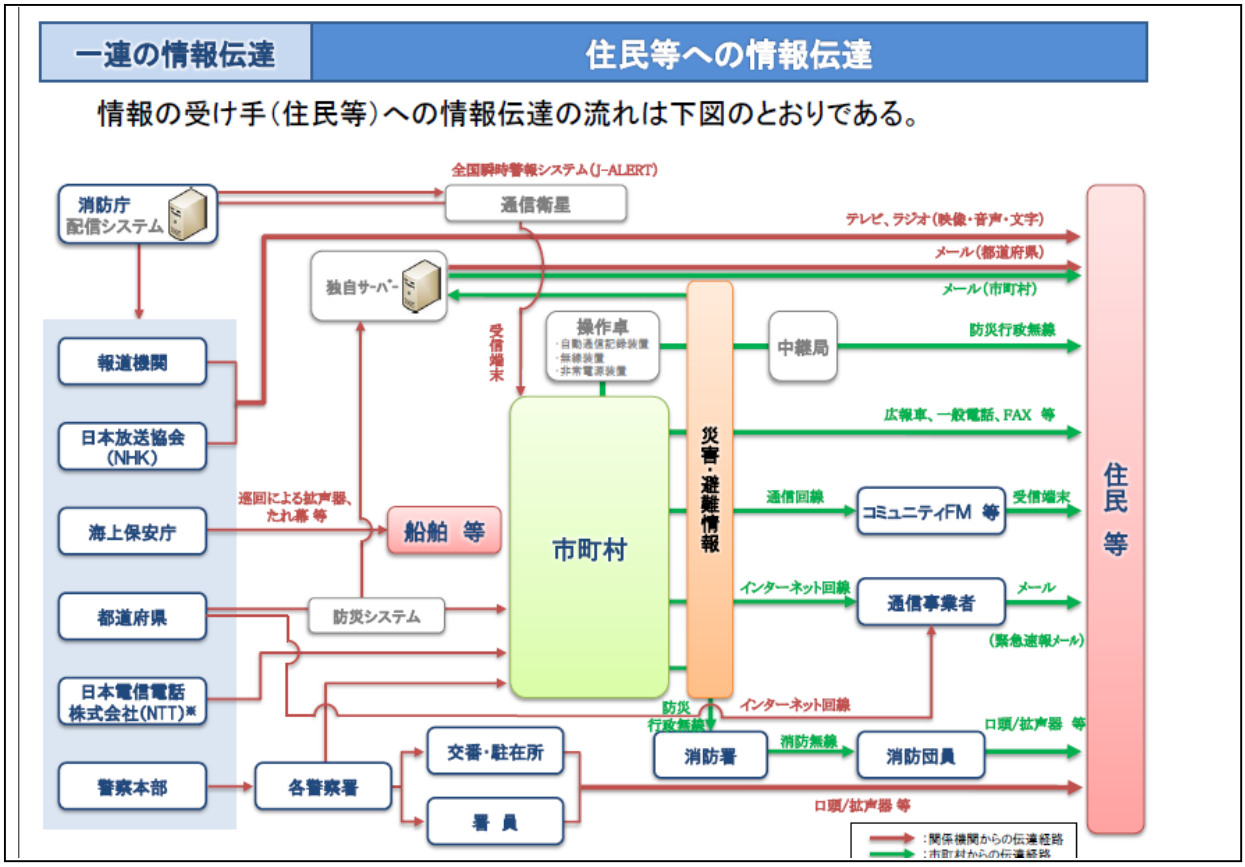

（出典：中央防災会議　災害時の避難に関する専門調査会　津波防災に関するワーキンググループ
第３回（平成 24 年２月 29 日）、資料４－２）

資料 11　車で避難する際のルールやドライバーへの啓発事項

●（河田恵昭　著　　津波災害　―減災社会を築く　岩波新書ページ１０３～１０８より抜粋）

１．①信号のない交差点を通って高台へ避難できること（停電で信号が消えると大渋滞する）、
②鉄道の踏切を通らないこと（停電で踏切りの遮断機が降りたままになる）であります。

２．更に、山道にたどり着いたところで渋滞したら、車から出て徒歩で避難するルールを作り守らなければなりません。

このように、車での避難を可能とするには、避難する人が避難に関する基本的事項を合意し、守ることが前提であります。

３．避難路は、２車線以上の幅員の道路が原則であり、必ず水平か上り勾配の道路を選ばなければなりません。間違っても川や海に近い道路を選択してはいけません。

４．交通渋滞しないように、車を使う世帯を予め決めておき、これに要援護者を同乗させるようにします。このように対応するためには、日頃の訓練を重ねておく等、地域コミュニティの支援が重要であります。即ち、家族や近隣住民、自主防災組織等による共助が必要ですが、要援護者

の救出の時間的余裕があると判断される場合に限られます。

●（中央防災会議　防災対策推進検討会議　津波避難対策検討ワーキンググループ報告）
ドライバーへの啓発事項
１．運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法について周知する必要がある。
２．地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があること等、自動車による避難のデメリットを徹底的に周知する必要がある。
３．通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難することや、やむを得ず道路に駐車して避難する場合は緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等を周知する必要がある。
４．自動車により避難せざるを得ない地域においては、避難経路の放置車両等が避難の妨げになる可能性があるため、津波避難道路であることを周知する標識を整備する等、津波避難時の通行の妨げにならないように平時から周知することが必要である。

Ⅴ・平常時の防災活動

１　基本方針

（１）平常時には、防災知識の普及・啓発と共に、非常時の防災行動が迅速、的確に行われるように、常日頃の備えをしなければなりません。
防災訓練では、洪水・土砂災害や地震を想定した発災型の「総合訓練」や、情報収集・伝達等の「個別訓練」など非常時を想定した各種訓練を実施します。
（３）防災訓練に役立つ、楽しいゲーム形式防災イベントを企画し、多数の参加を得て自主防災組織の活性化や地域コミュニティの醸成につなげます。
（４）非常時には、他の組織との協力体制が必要です。そのためには、常日頃から地域内の他の組織や防災関係機関、地元の事業所等との情報交換など組織間のつながりを深めておくことが大切です。

２　防災知識の普及・啓発

正しい防災知識を持ち、災害に備える準備をするためには、地域住民に、いろいろな場を通して、また、機会を作って、知識・情報を伝える必要があります。
各家庭内で自ら備えることや地域での協力、他団体との連携などについて、充分な理解が進むよう、自主防災組織は、普及・啓発活動を、継続的に続ける努力が必要です。

２－１ 普及啓発事項

⑴洪水・土砂災害や地震・津波等に関する防災知識
・災害とはどのようなことか（災害を知る）、自分達の地域に起きる危険性は、弱点は何か（まちを知る）、そして、予想される災害への対策は（対策を知る）ことです。
・住民に伝達される各種情報（気象情報、河川情報、土砂災害警戒情報、地震情報、津波情報、避難情報など）について、住民への分かりやすい解説と周知が必要と考えています。
⑵過去の災害事例と教訓及び最近の防災対策への新しい知見
災害検証委員会などから発表される新しい知見は、従来の防災知識と異なる場合がありますので、内容をしっかり住民に知らせることが大切です。
⑶家庭内の防災対策の促進
住宅の耐震診断・改修工事、家具の安全な配置と転倒防止対策、非常持ち出し品の点検、災害時の連絡方法や避難場所の確認、住宅用火災警報器設置などです。
「家族防災会議」を開いて、家庭内で防災・減災について、話し合っておくことが重要です。

⑷防災訓練や災害時要援護者対応の必要性

防災訓練や災害時要援護者対応の内容や実施方法を話し合い、地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

⑸他団体との交流・連携及び女性や多彩な人材の参加の必要性

いろいろな防災活動には、お互いに協力、連携が必要であることを周知します。

2－2　普及啓発手段

⑴広報誌、パンフレットの作成・配布

定期的な発行を目指し、なじみやすい名前をつけると、効果的です。

⑵学習会・講演会の開催

学習会では、学習テーマを決め、グループ討論及び各班の発表で学習内容を深めます。

また、講演会では、防災に係わる幅広いテーマで、学識経験者、県市町の防災担当、消防など防災機関の職員及び災害の体験者などの方に講演をお願いすると良いでしょう。

⑶手作りの防災マップづくり

住民自らが、協力して、住宅地図等を使って、手作りの防災マップをつくり、地域の防災対策を検討するものです。

地域に起こる災害をイメージし、地域の災害に対する弱点や対策、課題を地図に書き込み、みんなで考え、解決に向けて共通認識を持とうとすると同時に、計画づくり等の防災活動への参画を促進するものです。

⑷各種イベントとの組み合わせ、他団体と連携

防災の基本はコミュニティづくりからということから、普及啓発や防災訓練を、地域の運動会、お祭り、バザーなどのイベントや楽しいアトラクションと組み合わせ、多くの人々が参加しやすいものにしましょう。

また、消防等の防災関係機関や地元事業所の協力、PTA、子供会、老人会、民生委員などの参加を得て、日頃からの交流、連携を図ります。

３　防災訓練

３－１　総合訓練

(1)洪水や地震・津波を想定した発災型の総合訓練
　災害発生前後から時間経過毎の防災行動を想定し、一連の時間経過に沿った防災訓練を行います。
(2)災害警戒本部・災害対策本部の立ち上げ、情報の収集・伝達、安否確認、避難　誘導、負傷者の救出・搬送など想定した時間内での具体の行動を訓練します。
(3)その地域の特性に応じた訓練
　地域特性（地形、地質、河川の流れ、集落の状況、住居構造など）により、被害は異なりますので、それぞれの地域特性をよく理解した上で、地域に合った防災訓練が必要です。

解説

１．「普段やっていても、緊急時にはなかなかできない」「普段やってないことは、何も出来ない」と言うことを胆に命じて、訓練に取り組みましょう。
　防災に関する知識だけでは、いざというとき行動に移せません。このため、災害時を想定した訓練を日頃から実施しておくことや訓練により、①災害時に実際に役立つこと　②防災知識が身につくこと　の成果を上げることが大切です。
２．訓練の成果を上げるために重要なことは次の点です。
①訓練の目的、実施要領を定めて、訓練実施計画を立て、計画的な訓練を実施します。
②事前に、消防等の防災関係機関と調整し、協力を依頼します。また、市町の防災担当に早めに連絡し、負傷者が生じた場合の「防火防災訓練災害補償等共済制度」に基づく、共済金の支払いを受けられるようにします。
③訓練日は、例えば、１月１７日（〇〇の日）、その後の１週間（〇〇デー）、１月２６日（文化財防火デー）、６月の土砂災害防止月間、９月１日（防災の日）などがあります。
④総合訓練は、例えば、「山崎断層に起因する震度６強の地震により、家屋倒壊と共に重傷者が発生、続いて火災が発生したため、避難勧告が発令された」と想定し、避難誘導、救出・救護・搬送、消火活動などの一連の訓練を実施するものです。

３－２　個別訓練

(1)情報収集・伝達訓練
　①気象・災害情報を、どのように集め、整理し、正しく迅速に伝達するかの手法を習得する訓練です。
　②併せて、情報収集伝達手段の複数準備や収集伝達のネットワークを点検します。
(2)避難・誘導訓練

①災害発生の危険が迫っている際に、安否確認及び適切な避難・誘導を行い、住民を一時避難所または指定避難所まで誘導する訓練です。

②併せて、安否確認のネットワーク点検、避難所、避難経路の安全点検及び災害時要援護者の把握、台帳の整備や民生委員との連携協議を行います。

(3)初期消火訓練

①消火器、バケツリレー、可搬式ポンプなどによる消火訓練です。

②特に、消火栓、ホース、可搬式ポンプを使う消火活動は、非常時にスムーズに操作できるよう、日頃から訓練と設備の点検を行う必要があります。

(4)救出・救護訓練

①倒壊家屋や転倒家具の下敷きになり、閉じ込められた人を、救出し、応急手当を行い、医療救護施設へ搬送する訓練です。

②これらは、技術的、専門的に高度な技術ですから、防災機関の指導を受けながら技術習得を行う必要があります。

③負傷者が出た際、その場に救護リーダーがいない場合でも、応急手当を適切に行い、医療救護施設へ搬送できるよう、訓練しなければなりません。

(5)避難所の開設・運営訓練

①避難所運営計画を作成します。計画には、以下の内容を盛り込みます。

②市町行政担当、施設管理者、自主防災組織による運営組織の設置。

③運営組織を班体制にし、役割分担の決定。

④運営会議による、情報の収集・伝達及び役割分担の確認。

⑤避難所の現況を点検します。

⑥二次災害の危険性、避難スペースの確保、情報連絡手段の有無、トイレの使用、災害時要援護者の利用の可否など。

⑦避難所の利用ルールの策定。

4　防災資機材及び管理施設の点検・整備

（1）災害発生時に必要とされる防災資機材は、地域の特性に応じて、何が、どれ位必要かを検討し、不足しているもの、新たに必要とするものを整備します。

（2）防災資機材及び水門等管理施設の点検・整備は、定期点検、総点検など計画的に実施すると共に、台帳整備により記録します。

（3）点検・整備の際、誰もが扱えるよう、人材の育成・確保のため、取り扱い方法の講習を行います。

（4）人材の育成・確保のため、仕事の知識や特技を有している人を募集、登録する人材登録制度を設けることが有効であると考えています。

解説

１．必要な資機材を大別すると、①情報伝達用、②初期消火用、③救助用、④水害対策用、⑤運搬用、⑥避難生活用（個人用を除く）があります。

２．地域特性上から、除雪用機材や水害対策用のゴムボートなども挙げられます。
なお、発電機は地域特性にかかわらず必須の資機材と考えられます。

５　災害時要援護者への対応

⑴災害時要援護者の安否確認、避難支援等が、確実に行われるよう、予め、要援護者の所在やどのような支援が必要かなどの実態を把握するため、「災害時要援護者台帳」を整備します。「寝たきり」「車いす」「一人で避難困難」「避難が不安」の４段階の把握で、よりスムーズな支援活動ができると考えています。

⑵避難生活支援のため、医療、福祉サービスが、どこで、どのように提供されているか、福祉避難所の利用及び避難所で必要となる生活用品、介護用品等について、予め、情報収集します。

⑶非常時の対応では、自主防災組織だけではなく、地域の協力が必要で、日頃から、民生委員、社会福祉協議会などの福祉関係者や自治会、老人会、隣近所の人との連携を図ることが必要です。

⑷災害時要援護者への情報伝達や避難誘導が、円滑に行われるよう、要援護者や家族の方の了解のもとで、防災訓練への参加を促します。

⑸情報伝達については、本人はもとより、避難支援者等にも確実に必要な情報を伝達し、迅速に避難支援することが肝要です。

解説

１．「災害時要援護者」とは、年齢や障害、言葉の壁などによって、災害発生時の対応に何らかのハンデを負っている人々のことで、一般的には、高齢者、妊婦･乳幼児、心身障害者、外国人、旅行者などが該当します。「災害弱者」とも言います。

２．災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（災害時要援護者）にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに、大きな困難が発生します。この様な人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人達の思いやりと支援が必要です。

３．避難所では、災害時要援護者が少しでも生活しやすい場所を選べるよう配慮する必要があります。場合によっては、「福祉避難所」の確保も必要です。

４．情報伝達にあたっては、例えば聴覚障害者には視認できる伝達手段（携帯メール、FAX、インターネット、CATV 等）、視覚障害者には音声による伝達手段（防災行政無線、広報車、コミュニティ FM 等）を活用する等、それぞれに応じた手段により、確実に情報が伝わるよう多重の伝達体制が必要です。

参考文献

・国土交通省　台風期に向けた水害・土砂災害への備え　H22・08・12
・河田恵昭　津波災害 ―減災社会を築く―　岩波新書　H22・12・17
・ＮＨＫサイエンスＺＥＲＯ　東日本大震災を解き明かす　ＮＨＫ出版　H23・06・25
・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する
専門調査会報告　H23・09・28
・兵庫県防災計画課　市町津波災害対応マニュアル作成の手引き（案）　H23・12　改訂
・兵庫県記者発表資料　公共情報コモンズによる災害関連情報の
提供開始について（情報企画課、防災情報室）　H24・01・11
・気象庁　津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会
津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言　H24・01・31
・中央防災会議　災害時の避難に関する専門調査会
津波防災に関するワーキンググループ（第３回）
資料4‐２　情報伝達の現状と課題　H24・02・29
・中央防災会議　災害時の避難に関する専門調査会報告　H24・03・29
・兵庫県　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
（水害・土砂災害編）　H24・04
・兵庫県　水害に備えた減災対策等の推進　（記者発表資料）　H24・05・28
・土木学会　ソフト防災　土木学会誌（ページ10～29）　H24・06
・中央防災会議　防災対策推進会議
津波避難対策検討ワーキンググループ　報告　H24・07
・気象庁　防災気象情報の改善に関する検討会　中間取りまとめ（案）　H25・03・05
・気象庁　津波警報の改善について　気象庁ホームページ　H25・03・01
・井野盛夫　監修　防災のギモン
・兵庫県　「地域別土砂災害危険度」情報提供システムの充実について
記者発表資料　H25 ·03・04

編集後記

私たちは、昨年マニュアルを作成しましたが、その後①市町の防災担当の方々のご意見や当方の顧問の先生方の助言が得られたこと②「津波避難対策検討ワーキンググループ」の報告に津波避難対策などに関する新たな提言があったこと③兵庫県の充実した「地域別土砂災害危険度」情報提供や、気象庁の新しい津波警報運用が開始されたこと等の理由から、できるだけ早く改訂版を出す必要があると考え、本マニュアル 改訂版 を作成した次第です。

本マニュアル 改訂版 と別冊の手引き 改訂版 をセットで活用して頂き、県下の自主防災組織で「自主防災行動計画」の作成推進に些かなりとも貢献できれば幸いです。

最後に、改訂版を作成するに当たり、ご指導・ご助言を頂いた顧問の先生方、兵庫県防災部局、同県土整備部局、市町防災担当部局、(公財)兵庫県まちづくり技術センターの関係の皆様に厚くお礼を申し上げます。

（編集者：伊藤道司・梶谷義昭・窪田彰・中濱公生・溝口壽孝）

さぽーとたい

NPO法人
ひょうご地域防災サポート隊

〒671-1502　揖保郡太子町原538-170（伊藤道司方）
ＴＥＬ及びＦＡＸ　０７９２－７７－３８２１